

令和7年8月28日 開 会

令和7年8月28日 閉 会

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会 定例会会議録

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

令和7年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月28日(木)	<p>開 会</p> <p>会期決定 8月28日(1日間)</p> <p>会議録署名議員指名</p> <p>経過報告</p> <p>提案理由の説明</p> <p>議案審議</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第7号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第8号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>発議第1号〔提案理由説明、質疑、討論、裁決〕</p> <p>閉 会</p>

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[令和7年8月28日提出]

議案第5号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について [同意]

議案第6号 鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部を改正する条例 [可決]

議案第7号 令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について [認定]

議案第8号 令和7年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号) [可決]

[追加日程]

発議第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の
一部を改正する条例 [可決]

[令和7年8月28日議決]

2 経過報告

経過報告(管理者)

1 出席議員氏名

議 長 松 隈 清 之

森 山 林	中 村 直 人	中 川 原 豊 志	飛 松 妙 子
西 依 義 規	大 川 隆 城	吉 富 隆	平 野 達 矢
岡 広 明	牟 田 秀 文	岡 友 清	

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

副 管 理 者	向 門 慶 人	副 管 理 者	武 廣 勇 平
事務局長兼総務課長	平 野 健 一	総務課長補佐兼総務係長	北 原 裕 昭
総 務 課 主 任	塚 元 望	専 門 幹	井 上 弘 孝

4 議会事務局職員氏名

事務局長兼総務課長	平 野 健 一	総務課長補佐兼総務係長	北 原 裕 昭
総 務 課 主 任	塚 元 望	専 門 幹	井 上 弘 孝

5 議事日程

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 経過報告

日程第 4 提案理由の説明 議案第 5 号～議案第 8 号

日程第 5 議案第 5 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について
(質疑、討論、採決)

日程第 6 議案第 6 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例
の一部を改正する条例
(質疑、討論、採決)

日程第 7 議案第 7 号 令和 6 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について
(質疑、討論、採決)

日程第 8 議案第 8 号 令和 7 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第 1 号)
(質疑、討論、採決)

追加日程 発議第 1 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の
一部を改正する条例
(質疑、討論、採決)

開会

午後 3 時 0 0 分

開議

松隈清之議長

こんにちは。本日は、組合議会定例会の開催にあたり、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第 3 号におきまして、本組合議会の 8 月定例会が招集されました。

ただ今の出席議員数は 12 名、定足数に達しておりますので、本日の会議は、成立いたしました。なお、本日岡管理者から病欠の届出が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。



日程第 1 会期決定

松隈清之議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。



日程第 2 会議録署名議員の指名

松隈清之議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 94 条の規定により、議長において森山林議員、吉富隆議員を指名いたします。



日程第 3 経過報告

松隈清之議長

日程第 3、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配布いたしておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。



日程第 4 提案理由

松隈清之議長

日程第 4、提案理由の説明を求めます。向門副管理者。

向門慶人副管理者

本日は、管理者が欠席ですので、副管理者の私から提案理由の説明をさせていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

改めまして、当組合の運営にご指導、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、議案の提案理由の説明をいたします。提案しております議案は、議案第 5 号から議案第 8 号までの 4 件でございます。

まず、議案第 5 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」でございますが、監査委員 2 名の内 1 名が欠員となっておりますので、その選任について組合規約第 12 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 6 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」でございますが、罰則規定を設けるもので、個人情報の保護に関する法律との整合性を図るためでございます。

次に、議案第 7 号「令和 6 年度 鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」でございますが、一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 2 億 1,818 万 1,735 円、歳出総額 2 億 1,143 万 3,364 円、歳入歳出差引額 674 万 8,371 円となっており、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第 8 号「令和 7 年度 鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 674 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,221 万 6,000 円とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之議長

ありがとうございました。



日程第5 議案第5号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について

松隈清之議長

日程第5、議案第5号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。議案の説明を求めます。向門副管理者。

向門慶人副管理者

ただ今、議題となりました議案第5号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」の議案の説明を申し上げます。監査委員に1名の欠員が生じたので、後任として、鳥栖市副市長川崎浩嗣氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。監査委員の選任につきましては、組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を得て選任することになっておりますので、ここにご提案するものでございます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之議長

本案は、組合規約第12条第2項の規定により、監査委員の選任の同意を求められております。本案は、質疑、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第5号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。



日程第6 議案第6号 鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

松隈清之議長

日程第6、議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

ただ今、議題となりました議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。改正の内容につきましては、罰則規定を加えるものでございます。提案理由といたしましては、「個人情報の保護に関する法律」との整合性を図るためでございます。なお、個人情報の漏洩や不正に利用された場合に、その行為に対する抑止力として、また、個人情報保護の重要性をより一層明確にし、審査会委員及び職員の意識向上を図る目的としております。次の4ページをお願いいたします。条例の

新旧対照表でございます。

以上、議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之議長

議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「鳥栖・三養基西部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決いたしました。



日程第7 議案第7号 令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について

松隈清之議長

日程第7、議案第7号「令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

それでは、ただ今議題となりました議案第7号「令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」のご説明をいたします。

別冊決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。歳入決算の合計でございますが、予算現額2億1,781万1,000円に対しまして、調定額、収入済額は2億1,818万1,735円。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、4ページ、5ページをお願いします。歳出決算でございますが、予算現額2億1,781万1,000円に対しまして、支出済額2億1,143万3,364円。不用額といたしまして637万7,636円となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引額につきましては、674万8,371円となっております。決算内容につきましては、事項別明細書にてご説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、節1負担金の収入済額6,352万5,000円につきましては、管理運営費、それから解体関連費といたしまして負担をいただいたもので、市町ごとの負担額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、款2国庫支出金、項1国庫補助金、節1清掃費国庫補助金の5,343万円につきましては、溶融

資源化センター解体に伴う国からの循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 財産貸付収入の収入済額 31 万 3,587 円につきましては、土地の貸付に伴うものでございます。その下の、目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金の収入済額 7 万 431 円につきましては、施設解体基金の利子でございます。

次に、款 4 繰入金につきましては、本年度はございません。

次に、10 ページ、11 ページをお願いします。款 5 繰越金、項 1 繰越金、節 1 繰越金の収入済額 9,830 万 1,190 円につきましては、令和 5 年度決算における剰余金の全額を繰越金として収入したものでございます。

次に、款 6 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入の収入済額 254 万 1,527 円でございますが、備考欄にてご説明を申し上げます。

まず、雇用保険料個人負担分の 5 万 4,261 円につきましては、会計年度任用職員の雇用保険料の個人負担分でございます。

次に、車輛売却の 37 万 9,100 円につきましては、溶融資源化センター内で使用していました 2 トンダンプ、それから軽トラックの 2 台の買取費用でございます。

次に、再商品化合理化拠出金の 22 万 2,952 円につきましては、日本容器包装リサイクル協会からの主にペットボトルの引渡しに伴うもので、令和 5 年度分の拠出金でございます。

次に、公務災害補償金負担金還付金 4,214 円につきましては、公務災害補償基金の還付金でございます。

次に、令和 5 年度溶融委託費精算金 188 万 1,000 円につきましては、溶融資源化センターで使用しました LP ガスの価格の変動に伴いまして、令和 5 年度の用役単価の見直しを実施したことによる溶融委託費の精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。12 ページ、13 ページをお願いいたします。

まず、款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費の支出済額 31 万 2,221 円につきましては、議員報酬及び定例会等の費用弁償でございます。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の支出済額 1 億 3,679 万 3,340 円の内訳についてご説明いたします。

まず、節 1 報酬 652 万 1,566 円につきましては、会計年度任用職員 3 名分の報酬でございます。

次に、節 2 給料の 9 万 6,000 円につきましては、正副管理者 3 名分の給料でございます。

次に、節 3 職員手当等の 310 万 8,232 円につきましては、派遣職員の管理職手当と時間外勤務手当、それに会計年度任用職員 3 名分の期末手当でございます。

次に、節 4 共済費の 160 万 6,652 円につきましては、会計年度任用職員の社会保険料が主なものでございます。

次に、節 7 報償費につきましては、令和 6 年度の支出はございません。

次に、節 8 旅費の 7 万 3,440 円につきましては、会計年度任用職員の費用弁償でございます。節 9 交際費についても、支出はございません。

次に、節 10 需用費の 38 万 673 円につきましては、主に事務経費と管理経費が主なものでございます。

次に、節 11 役務費の 21 万 8,480 円につきましては、通信費が主なものでございます。

次に、14 ページ、15 ページをお願いします。節 12 委託料の支出済額 339 万 9,480 円につきましては、溶融資源化センターのり面の緑地管理と事務システムの保守費用が主なものでございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料の 197 万 4,389 円につきましては、公用車とパソコン等の事務機器等リース料が主なものでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の 1,893 万 8,855 円の主なものをご説明いたします。備考欄の派遣職員負担金の 1,889 万 9,240 円につきましては、派遣職員の給料と、共済費相当額をそれぞれの団体に支払ったものでございます。

次に、節 22 償還金利子及び割引料の 1 億 40 万 5,142 円につきましては、令和 5 年度の負担金を精算し、構成市町に返還したものでございます。

次に、節 24 積立金の 7 万 431 円につきましては、施設解体基金積立金の利息分でございます。次の節 26 公課費の支出もございません。

続きまして、項 2 監査委員費、目 1 監査委員費の支出済額、2 万 8,400 円につきましては、監査委員の報酬及び監査時の費用弁償でございます。

次に、款 3 衛生費、項 1 清掃費、目 1 ごみ処理施設解体費の支出済額 7,429 万 9,403 円の内訳についてご説明いたします。

まず、節 10 需用費の 4 万 5,403 円につきましては、解体工事関連の消耗品費でございます。

次に、16, 17 ページをお願いします。節 12 委託料の 1,582 万 6,000 円でございますが、備考欄にてご説明いたします。

まず、環境測定等委託料の 367 万 4,000 円につきましては、ごみ処理事業終了後のモニタリングの環境調査といたしまして、香田地区内の地下水及び地区内の河川水と底質土壌の分析をしたものでございます。

次に、土壌汚染状況調査業務委託料の 240 万 2,000 円につきましては、溶融資源化センター敷地内の地歴調査に基づく表層の土壌調査でございます。

次に、解体工事設計等業務委託料の 700 万円につきましては、焼却設備内の付着物や堆積物等に含まれるダイオキシン類や重金属類の濃度を調査いたしまして、その結果をもとに解体業者から提出をされました施工計画書の評価や検討を行いまして、発注仕様書を作成する業務でございます。

次に、解体工事施工管理業務委託料の 275 万円につきましては、溶融資源化センターの解体撤去工事の現場技術者を指導監督しまして、工事全体を管理する業務でございます。

次に、節 14 工事請負費の 5,842 万 8,000 円につきましては、令和 6 年度分の溶融資源化センター解体撤去工事費で進捗率といたしましては、全体の 3.7%でございます。最後の、予備費の充用はございません。

次に、20 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

次に、22 ページ、23 ページをお願いします。財産に関する調書でございます。1 の公有財産につきましては、特に変動はございません。2 の基金でございますけれども、施設解体基金につきましては、基金の残高 3 億 5,030 万 8,000 円でございます。それから 27 ページをお願いいたします。決算審査の意見

書でございます。

以上、議案第7号「令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈清之議長

ありがとうございます。引き続き、監査委員の決算審査の結果について、ご報告を求めます。大川監査委員。

大川隆城監査委員

監査委員の大川でございます。審査報告をさせていただきます。

地方自治法233条第2項の規定によりまして、令和7年7月3日に令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査につきましては、提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに諸表類、その他の関係諸帳簿により慎重に審査をいたしました。その結果をご報告いたします。

審査に付されました歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましては、現金出納簿、銀行通帳等と照合しました結果、適正に処理されているものと認めます。以上でございます。

松隈清之議長

ありがとうございます。これより、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第7号について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号「令和6年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。



日程第8 議案第8号 令和7年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)

松隈清之議長

日程第8、議案第8号「令和7年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

それでは、ただ今議題となりました議案第8号「令和7年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明をいたします。別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。歳

入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 674 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 7 億 3,221 万 6,000 円とするものでございます。

まず、歳入でございますが 4 ページをお願いいたします。款 5 繰越金、項 1 繰越金の補正額 674 万 8,000 円につきましては、令和 6 年度一般会計歳入歳出決算における決算剰余金を当該年度に繰り越すもので、繰越金の額を 674 万 9,000 円とするものでございます。

次に、歳出でございます。5 ページをお願いいたします。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等の 12 万円につきましては、昇格に伴う管理職手当でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の 312 万 8,000 円の増額につきましては、人事異動に伴います派遣職員負担金でございます。

次に、節 22 償還金利子及び割引料の 350 万円につきましては、令和 6 年度決算に伴う組合負担金の精算金でございます。

以上、議案第 8 号「令和 7 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第 1 号)」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈清之議長

議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。岡議員。

岡広明議員

1 点だけ伺いいたします。歳出で 5 ページですけども、令和 6 年度の組合負担金精算金ということで、今回 350 万円計上されていますけども、西部環境施設組合は、解体のみでございますので、今日までいろいろ事業があつて、負担金を市町から取られてこられたと思うんですけども、いよいよ残すところ解体工事だけでございますので、ここまで返還までしなくて、今後は、どうせ解体基金というものも現在組まれておりますので、このくらいの金額と言ったら失礼でございますけども、基金として、今後積んだらどうかと。どっちに転んでもまた次年度要望はしていかないといけないので、プラスマイナス市町においてもあまり変わりはないんじゃないかと思ひますし、金額的に精算をしなくても基金に回すという方法もあるんじゃないかと思ひます。その辺は十分にご検討をお願いしたいと思ひます。

松隈清之議長

平野事務局長。

平野健一事務局長

岡議員のご質問にお答えいたします。今回 350 万円お返しをしている分は、本来なかつたお金が入つてきたということでございます。先ほど、ご説明しました令和 5 年度の溶融の委託費が LP ガスの価格が少なくなったということは、5 年度が終わりまして、それこそごみ処理事業が終わつた後にわかつたもので、それに関しては、お返しをしておこうということで、今回お返しをしたということです。ですので、今後はこういった形は出てこないと思ひます。もし出てきたときには、そのように考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上でございます。

松隈清之議長

他にございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本議案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号「令和7年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決しました。



松隈清之議長

会議の途中でありますが、そのまま暫時休憩します。資料を配布しますので、しばらくそのままお待ちください。

〔 休 憩 〕

再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続行いたします。お諮りいたします。本日、議員全員からお手元のとおり発議第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。



追加日程 発議第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松隈清之議長

提案理由の説明を求めます。平野副議長。

平野達矢副議長

発議第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」ということで、提案理由の説明をいたします。

個人情報漏洩、又は不正に利用された場合に、その行為に対する抑止力として、又個人情報保護の重要性をより一層明確にし、議員及び職員等の意識向上を図るため、罰則規定を設ける改正案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

松隈清之議長

ありがとうございます。お諮りいたします。発議第1号につきましては、質疑、討論を省略し、直ち

に採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。
発議第1号について、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決いたしました。



松隈清之議長

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、令和7年8月鳥栖・三養基西部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 隈 清 之

議 員 森 山 林

議 員 吉 富 隆